

# AT 踏み間違い装置 整備費補助制度のお知らせ

町民の安全と安心を守ることを目的に、社会問題となっている高齢者による踏み間違いによる事故の抑止と安全運転の意識向上を図るため、急発進抑制装置を設置した方に対して、費用の一部を補助します。

## ■補助額

◎30,000円を上限とし、補助対象経費の2分の1（100円未満切捨）

※ なお、補助金の交付回数は、補助対象者1人につき1回限りです。

## ■対象となる方

- ①自動車運転免許証を保有している方
- ②境町内に住所を有し、かつ町税等を滞納していない方
- ③年齢が70歳以上の方

## ■対象となる踏み間違い防止装置

- ①境町内および町外の販売店や自動車屋さんで設置したもの
- ②自家用かつ乗用の用途に供する自動車であって、補助対象者が自ら使用するもの  
（自動車検査証に記載されている使用者が補助対象者であるものに限る。）  
※ただし、車検証に記載されている所有者の住所と申請者本人の住所が同一である場合は、可能とする。
- ③自動車検査証に記載されている使用の本拠地が町内であること。

## ■補助対象経費

補助金の対象となる経費は、踏み間違い防止装置の購入および設置に要した経費です。

## 補助金の申請から交付までの流れ

- ① 踏み間違い防止装置を購入(どこで購入しても可)して設置をします。
- ② 必要書類を防災安全課へ提出します。

### 【必要書類】

- ① 交付申請書
- ② 運転免許証の写し(申請時、代理が来られた場合は代理の免許証写しも添付)
- ③ 車検証の写し  
(自動車検査証に記載されている使用者が、交付申請書・支払請求書内の申請者名と同じであること)  
※ただし、車検証に記載されている所有者・使用者の住所と申請者本人の住所が同一であることが確認できれば可能とする。
- ④ 踏み間違い防止装置の設置に要した経費の領収書の写し
- ⑤ 町税等の滞納がないことを証明する、納税等状況調査に係る課税台帳等閲覧承諾書
- ⑥ 補助金交付請求書

※申請書等の様式につきましては、役場2階の防災安全課窓口および、町のホームページからもダウンロードできます。

- ③ 交付決定通知書が郵送されます。  
※申請書類を審査の上、申請書に記載された住所に通知書を郵送します
- ④ 補助金交付請求書を防災安全課へ提出 ※②交付申請書と一緒に提出できます  
※通帳もしくは、口座の情報が分かるものを持参してください。  
口座名義人と口座番号を確認させていただきます。
- ⑤ 補助金が指定口座に振り込まれます。  
(振込みが完了するまで概ね1~2ヶ月程かかります)

### 【注意点】

- 補助制度のご利用をお考えの方は、事前に制度の内容説明をいたします。  
お手数ですが、防災安全課に一度ご連絡いただくか、役場2階の窓口までお越しください。
- 補助金の交付を受けた踏み間違い防止装置は、3年以上使用してください。

☆お問合せ 境町役場 防災安全課 TEL: 0280-81-1308